

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和6年10月10日（木）14：00～16：00

場所：山梨県庁防災新館401会議室

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、北原委員、佐藤委員、杉山委員、芹澤委員、湯本委員

<事業者>

電源開発送変電ネットワーク(株)

東西連系増強建設所 浅野所長、糸田所長代理

送電グループ 前田グループリーダー

環境グループ 鈴木グループリーダー、石岡課長

J-POWERジェネレーションサービス(株)

技術・環境センター 環境保全室 長江シニアエキスパート

<事務局>

山梨県 環境・エネルギー部 大気水質保全課

野中課長、齋藤総括課長補佐、樋川課長補佐、谷内主査、伊藤副主査

次第

- 1 開 会
- 2 議 事
議題 佐久間東西幹線他増強工事計画に係る変更届出について
- 3 その他
- 4 閉 会

配布資料

次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と準備書手続について

事業者説明資料1 佐久間東西幹線他増強工事計画に係る事業計画の一部変更
について

1 開会

(司会 齋藤総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙中のところ、御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

私は本日の進行を務めます。山梨県大気水質保全課 総括課長補佐の齋藤です。よろしくお願いいたします。

はじめに、大気水質保全課 課長の野中から御挨拶を申し上げます。

(事務局 野中課長)

大気水質保全課長の野中です。本日お忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただき大変ありがとうございます。また、先月、別件の現地調査に御参加いただいた方にはありがとうございました。

さて、本日の議題は「佐久間東西幹線他増強工事計画」についてですが、令和5年に評価書手続きが終わり、事業が行われていたところですが、本年9月、事業計画の変更に関する届出がありました。

計画の変更内容が、事業規模の縮小等に該当しない場合は、事業者は条例の規定に基づき、あらためて環境影響評価手続きを行っていかねばなりません。

本日は、このための判定を行うため、事業の変更内容及びそれに伴う予測・評価等の変更について、事業者からの説明のうえで、委員の皆様の御意見をお伺いさせていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。

(司会 齋藤総括課長補佐)

続きまして、審議会の開催の可否について御報告いたします。本日の出席状況につきましては、15名の委員のうち、会場に6名、Web参加で3名の計9名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。事前に郵送・メールにてお送りさせていただいておりますが、次第・席次表、委員名簿、資料1、それから事業者説明資料になります。事業者説明資料につきましては、非公

開審議用が別冊になっております。なお、この事業者説明資料は、事業者から一部訂正があったため、会場の委員は机の上の資料、Web参加の委員は、事務局から10月9日にメールにて送付させていただいた資料を御覧ください。不足がある場合は、お申し出いただけますか。よろしいでしょうか。

傍聴人は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴いただくようお願いいたします。なお、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合があります。

次に今回の会議は、対面とWebによる参加を併用して開催しています。議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。恐れ入りますが、御発言の際は必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度、お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議となることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第47条第10項により会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。坂本会長よろしく申し上げます。

2 議事

議題 佐久間東西幹線他増強工事計画に係る変更届出について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方針について、御確認をお願いします。本審議会については平成17年7月4日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、「動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。」「議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。」ということをお願いいたします。また、希少動植物保護の観点から、一部の審議については、非公開で行います。非公開の内容に関する審議の際には、報道関係者及び傍聴人には、本会場から一旦退出いただきます。以上、御協力をお願いいたします。

それでは、案件に入りたいと思います。本日の議題は、「佐久間東西幹線他増強工事計画に係る変更届出書」に関するもので、変更内容は3

点あるということです。まず、事務局から手続き等について御説明いただき、次に、変更内容についての事業者説明と質疑応答を行いまして、最後には、その結果どのように判定するかという審議をお願いする予定です。終了時刻は、16時頃を予定しております。

それでは、本日の議題に入ります。まずは事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課 課長補佐の樋川でございます。資料に基づき説明をさせていただきます。

『資料1 事業概要と変更届出手続について』を御覧ください。事業名は、佐久間東西幹線他増強工事計画です。南部町を東西に横断する、電圧275kV、長さ11kmの送電線路の設置工事となります。

「2 これまでの手続きの状況について」ですが、本事業については、令和5年3月に評価書までの手続きが終わり、既に工事が進められています。

次に「3 変更届出について」ですが、後程裏面にて御説明をさせていただきます。

「4 変更内容の概要」についてですが、3つの変更があります。1つ目が鉄塔の数の減少、新164鉄塔を作らないというものです。2つ目が、資材運搬用に索道、つまりロープウェイを用いて空中で資材を運ぶ計画となっていました。いくつか予定されていた索道のうちの一つを、モノレールへ変更し、地上で資材を運搬する方式へ変更するというものです。3つ目が、資材運搬用のヘリコプターの基地の位置を変更するというものになります。

詳細については、後ほど事業者より説明があります。

次に「5 本件に係るスケジュール」と「6 今後の進め方」についてですが、本日の審議会にて、委員の皆様のお考えをお聞きした上で、県にて、アセスをやり直す必要があるか・ないかの判定を行い、判定結果を事業者及び南部町長に通知することとなります。

裏面を御覧ください。「変更届出手続について」御説明させていただきます。1について、条例では、事業の目的や内容を変更しようとするとき、知事への届出が必要となっています。2について、県へ届出があった場合、知事は「事業規模の縮小等」に該当するか判定を行うこととなります。この「事業規模の縮小等」については、条例の施行規則で、3つに規定されております。資料中ほどの「判定基準」というところで

すが、1つ目が「事業規模の縮小であって、環境影響が増加するものを除く、つまり、環境影響が増加しないもの」ということになります。2つ目が「軽微な変更であり、やはり環境影響が増加しないもの」です。3つ目が「環境影響の低減が明らかであるもの」です。今回については、送電線の電圧275kVというところは変わりませんので、1の「規模の縮小」には当たらず、3の「環境影響の低減が明らか」とも言えませんので、2の「変更が軽微であるか、環境影響の増加はないか」といった視点から、御意見を賜りたいと存じます。

最後に「3 判定後の手続」ですが、「事業規模の縮小等」に該当しない場合、事業者は、方法書から評価書までの手続きを再び行うこととなります。一方、「事業規模の縮小等」に該当する場合は、アセス手続きの再実施は不要ですが、変更内容を今後の報告書に記載することとなります。

以上で、資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から事業概要と手続きについて御説明いただきました。続いて、事業者から、3つの変更のうち、「変更1 建替え鉄塔の基数削減」について説明をお願いします。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク(株) 浅野所長)

電源開発送変電ネットワーク株式会社 東西連系増強建設所の浅野と申します。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。事務局の御説明のとおり、私どもの佐久間東西幹線他増強工事につきましては、環境影響評価に係る所定の手続きを経て、令和5年に事業を着手しております。今般、事業計画の一部を変更いたしたく、本日その内容について、簡潔に御説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク(株) 鈴木グループリーダー)

続きまして、事業計画の一部変更について御説明申し上げます。私は、電源開発送変電ネットワーク株式会社 東西連系増強建設所 環境グループリーダーを務めている、鈴木と申します。

「はじめに」(1ページ)ということですが、こちらについては、事務局から御説明いただきましたので割愛させていただきます。御説明の流れ(2ページ)といたしまして、今回、変更は3点あり、変更対象毎

にそれぞれ説明したいと思います。

こちら（3ページ）に今回変更する位置とその概要を示しております。1つ目が建替え鉄塔の基数、2点目、3点目が運搬用仮設備の一部変更となっております。

まず、1つ目の建て替え鉄塔の基数削減です。こちらの変更理由（4ページ）といたしましては、御覧のとおり複数の送電線がこの範囲には存在しております。当初は、送電線同士の接近による電気事故防止のために、中間支持としての役割で新164鉄塔を設置する計画でありました。その後、技術検討と各送電線の管理者様との協議により、新164鉄塔を設けずとも、直線状のルートが可能であるということになったので、工作物の減と工事量の減にも結びつくとともに、環境影響を低減できるということから、削減することにいたしました。

お示ししているのは現地の様子（5ページ）です。こちらは、補正評価書の景観の予測結果写真をズームアップ編集したものです。写真の中央を枠で囲んでおりますが、この新164鉄塔を今回削減する予定です。

こちらは平面的に見た位置関係図（6ページ）です。右側が新163鉄塔、左端が新165鉄塔、中央のやや右寄りに今回削減する新164鉄塔という、先ほどお示した写真と同じ視点で載せております。もともと変更前は、この太い点線の「への字状」のルートでありました。変更後は、新164鉄塔を経由せず、直接新163鉄塔から新165鉄塔までの「直線状」のルートとなり、この結果、距離も40mほど短縮します。また、複数の送電線が存在するということでしたが、このうち弊社の既設の送電線につきましては、本事業の工事期間中に撤去をいたします。

次に送電線の縦断面（7ページ）です。我々が地面に立って見かける送電線に近いような状況での図示で、上空の空間占用に関してお示しております。

申し訳ありませんが1つ訂正がありまして、資料の右下に「電線一相当たり詳細」が記載されています。緑色の丸印が電線ですが、これは4本1組で1相という構成をしております。事前に配布させていただいた資料では、この間隔値を40cmとしていましたが、正しくは50cmでございます。お詫びと訂正いたします。

説明に戻ります。こちらの向きも先ほどの写真の平面図と同じで、右側が新163鉄塔、左に向けて新164鉄塔、新165鉄塔の配置となっております。両端の新163鉄塔と新165鉄塔は、位置と高さは変わりませんので、電線自体の高さも大きく変わるものではございません。

また、距離は約40m短縮するということで、左側の図で差が生じていることを示しています。また、グリーンやオレンジで色付けしている電線についてです。これは右側の「鉄塔形状」というところで送電線を3本縦に並べますが、(約8mの)等間隔であるということを示しています。

次に、実際の見え方はどうかということ、景観予測の写真を活用し、少し電線と鉄塔を強調したもの(8ページ)になりますが、御覧のとおり、空間に占める影響は変わらないものと考えております。また、この新164鉄塔付近だけではなく、隣接する空間も含めて、特にバランスを崩すような変更ではないと考えております。

次に景観・風景(9ページ)でございます。こちらにも補正評価書の予測写真から引用していますが、矢印で示している新164鉄塔が1基減りますので、変更後は御覧のような見え方になります。

これらの変更に伴いまして、改変に係る主な数量の増減をこの表(10ページ)で示しています。鉄塔が1基減ることによって、工作物の数、発生土量が減ります。また、当然ながら工事に係る造成面積、伐採面積もそのまま減少します。

次に、今回の変更に伴う影響予測・評価等についてです。左側の項目は、補正評価書でお示した環境影響要因と、その選定した理由、もしくは選定しない理由です。右側は、今回の変更でそれがどう影響するか・しないかというところを説明しています。これについては、項目がいくつかあるのですが、鉄塔の数・工事量が減ることで当然影響が減少するものの説明については、この場では割愛させていただき、特徴的なものについて説明したいと思います。

まず、御覧頂いている植物(11ページ)です。「送電線路の存在」について、今回ルートが直線上に変わりますが、こちらのルートについても、2020年の方法書手続後の調査で実施しております。その結果「ゴズイ」を確認しており、これらも含めて予測・評価した内容を補正評価書にお示ししております。

こちらの動物について(12、13ページ)は、工事量減に比例して影響低減するものですので割愛します。

次に「動物3/3」(14ページ)です。こちらにも植物と同じように、直線状の変更ルートにおいて、今赤文字でお示している、ノウサギ、アカショウビン、キバシリ、ネバタゴカエル、アカハライモリを確認しており、これらも含めて既に予測・評価をしております。

次に生態系(15ページ)です。表の一番下の「造成等の施工」につ

いては、この後に説明いたします「他の変更2点」と併せて全て共通になりますが、いずれも伐採・造成面積が減少することで約0.82ヘクタールの改変域が減ることになります。後ほど説明差し上げますが、これによって、餌場の環境が改変域の減少により残るということになります。

次に「送電線の存在」(16ページ)です。お示ししている表の「変更後」の中段部分です。今回の変更ルートについて保安伐採はございません。ただし、将来、送電線の下に樹木が成長することによって伐採する可能性はあります。これは、電線から一定間隔を確保する必要があり、それは送電線の保守管理上の巡視でチェックし、必要に応じて測量して伐採範囲を決めます。また、空間占用については、先ほどの説明のとおり影響はないものと考えております。

ここまでで、変更1についての説明を終わります。

(坂本会長)

それでは、変更1についての質疑応答となります。これから質疑応答を行うわけですが、希少動植物に関する質疑については、後ほど時間を設けますので、そこでまとめてお願いいたします。まずは、公開部分についてよろしくお願ひします。

会場の委員からお聞きした後、Web参加の委員にお聞きしたいと思います。Web参加の方はミュートのまましばらくお待ちください。

それでは、会場において、御質問・意見がありましたらお願いします。

直感的に、影響がはっきりわかるのは、景観と鳥類への影響があるかどうかということですので、景観について、石井委員お願いします。

(石井委員)

確認ですが、地上からの見え方に関する新しい資料は作成していますか。

(事業者 電源開発送電ネットワーク(株) 鈴木グループリーダー)

補正評価書と同じ視点で変更前後を加味させています。したがって、新しいものはございません。

(石井委員)

新たに作成した資料はないのですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)
はい。地上部分から見た新たな資料はございません。

(石井委員)
それは、変化が見られる場所がないためと理解してよろしいですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)
はい。その通りです。

(坂本会長)
ありがとうございました。会場の他の委員はよろしいですか。
それでは、We b参加の委員にお願いします。御質問等ある方はミュートを解除して御発言をお願いします。佐藤委員をお願いします。

(佐藤委員)
電線がどこを通るかということが一番問題にしていたのですが、図面を信じれば特に大きな変更はないですし、現在あるものも撤去されるという説明でしたので、変更1については、特にこれでよろしいかと思いません。

(坂本会長)
ありがとうございます。
他によろしいですか。よろしければ、変更1についての質疑が終わったということで、引き続き事業者から変更2の説明をお願いいたします。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)
それでは、2つ目の変更に関する説明をいたします。
「運搬用仮設備の一部変更：新166鉄塔工事用」(17ページ)です。当初の計画では、「索道」を用いる計画でしたが、「伐採を少なくするように」という地権者様の意向を尊重いたしまして、既存林道を活用し、道路とモノレールを利用した形に変更することにいたしました。なお、本件については、この度の届出前に、植物移植と工事に着手してしまっただということがございました。これについては、県に報告及び安全確保のうえ、工事を中断して、現在に至っております。

次に、運搬用仮設備の比較(18ページ)をお示しいたします。索道とモノレールでは、運搬能力と登坂能力はいずれも同等です。しかし、

運搬ルートとといいますか、索道は空中を運搬しますが、モノレールは地上を通るというところで、索道は直線上で最短、モノレールは蛇行することがあるので索道よりは長くなります。また、運搬速度や伐採の幅に差が生じます。

次に変更前後の主な数量（19ページ）です。まずは、変更前後の比較を距離でお示ししてございます。「索道」と「道路とモノレール」の距離を比較すると大体同じぐらいなのですが、既存林道を利用するという関係で、実際には、変更後は少し遠回りになるような運搬ルートとなっております。次に、造成面積と伐採面積につきましては、索道の代わりにモノレール等へ変わったところがありますが、変更後はトータルでは減少しています。

次に、影響予測・評価等（20ページ）です。植物は、写真でお示している2種を確認しています。また、先ほど申し上げましたとおり、この2種を先んじて移植してしまったものです。この移植の位置等につきましては非公開の審議でお示しさせていただきます。

こちら（22ページ）につきましては、工事量減に伴って、そのまま環境影響が減少するという内容なので割愛いたします。

次に「動物」（23ページ）のうち「造成等の施工」についてです。赤文字で記載した内容ですが、モノレールに関しては補正評価書でも示しているとおり、「動物が乗り越えられる、もしくはレールの下をくぐり抜けられる構造にすること」を従前どおり対応して参ります。

次に、「生態系」（24、25ページ）は工事量減に伴う低減なので割愛いたします。

修正2につきましては、以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

（坂本会長）

ありがとうございました。

まず、私から確認ですが、資料17ページのインフラの変更について、この図が小さくてよく見えないのですが、どこが既存林道で、どこを新たに造るのかお教えてください。

（事業者 電源開発送変電ネットワーク株式会社 鈴木グループリーダー）

まず、青い点線の中に黒い細い点線がありますが、こちらが既存の林道です。こちらは、荒れていたのを少し手直しをしましたが、そのまま活用させていただきました。ここから分岐する形で、赤いラインの範囲

を道路として今回新設いたしました。道路の終点に、青色の広い範囲ですが、ここをモノレール基地としています。続けて、青い2重線のような範囲になっているがモノレールのルートで、新166鉄塔の工事用地につなげていく計画です。

(坂本会長)

モノレールの部分は、道路を設置するのではなく、大きな木を切ってその切り株の上をレールが通るようなイメージですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

はい。もう1回写真を示します。イメージではございますが、このような3mぐらいの幅で木を伐採しまして、その上にモノレールを通します。

(坂本会長)

わかりました。そして、先ほどの御説明ですと、この工事では何を始めてしまっているのですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

着手したのが、ここのモノレールルートで確認した植物種の移植と伐採をしております。また、道路につきましては、砂利敷き舗装の路盤工事まで終わりました。更に転落等の防止のための簡易的な柵を作って、安全確保をしたうえで中断しています。

(坂本会長)

道路についても伐採したうえで作業したということですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

はい。そのとおりです。

(坂本会長)

わかりました。既存林道整備と伐採してから砂利を敷いた道路、それから、モノレールのための伐採ということですか。

それでは、会場の委員から質問等をお願いします。北原委員お願いします。

(北原委員)

資料23ページについてです。モノレールは、大型動物がそのレールの下を通過できるとおっしゃっているのですが、高さはどれくらいですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

レールについては、地形に合わせる形になるので、標準的には地上から40cm程の高さに設置されます。しかし、起伏があるところの隙間では、レールの下を潜れるような構造になります。

(北原委員)

わかりました。約40cmということですが、大型の鹿やツキノワグマは、1mぐらいの大きさがあるので、その辺は工夫していただく必要があると思います。どこかに通れるところをしっかりと作っていただく必要があります。全ての隙間が40cmですと、大型の動物は通過できません。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

おっしゃるとおりです。今回は、地面からの高さを約40cmで一定に保ったレールの引き方ではなく、地面に起伏があるところでもレール自体に起伏は生じない引き方となるので、地面の窪んだところ等で、動物が通れるようにレールを設置しようと思います。

(北原委員)

全てをそのようにするのは難しいとは思いますが、部分的にボックスカルバートのようなところを、必ず作るようお願いしたいです。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

わかりました。

(坂本会長)

ちなみに、その周辺で確認されている動物について、大きさも含めて教えてください。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

詳細については直ぐには出てこないのですが、代表例でツキノワグマ、

シカ、タヌキ、イノシシを確認しております。

(坂本会長)

わかりました。また、詳しく聞くことがあるかもしれません。会場の委員の方いかがでしょうか。

岩田委員お願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。「届出前に移植と工事に着手してしまった」というところが、少し理解ができません。これは本来、本審議会に変更計画を示して判定を受けた後でなければ実施してはいけないことを、事業者の判断で先に行ってしまったことから、県の指導が入ったということですか。この辺りの文脈が少し理解できなかったもので、「どのような経緯で工事が中断されて、県に報告されたのか」という内容が読み取れなかったもので、もう少し情報をいただきますと幸いです。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

まずは、御心配・御面倒をおかけして、誠にお詫びします。当然ながら、私どもは事業計画の一部変更ということで、条例に基づく修正届をお届けする必要があることは、繰り返し県に相談させていただいていたところではありました。一方で、いくつか我々の少し独善的な認識がありまして、1つは、(今回変更する3件の)御説明の途中ではありますが、いずれの変更も工事量が減少し、工作物も減らすということで、影響は低減するという認識があったことです。次に、対象事業実施区域から外れるような変更ではないこともございます。最後に、動植物に関しましては、当然ながら補正評価書でお約束した内容を継続対応するというので、これらのことで、「問題ないだろう」という認識で進めてしまったところではあります。そういった意味で、御面倒・御迷惑をおかけしました。

(岩田委員)

承知しました。今後の説明でまた出てくるかもしれないのですが、植物の移植は、従前の環境影響評価の中で把握されていたものに対して実施したということですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

今回、特にモノレールにつきましては、新たな改変域となるので改め

て調査を実施しました。

(岩田委員)

それでは、新たな独自の調査をするとともに、このような移植等の対応が必要であるということ意識されて、途中まで進められていたということですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)
はい。

(岩田委員)

承知いたしました。

(坂本会長)

会場の委員で他にいかがでしょうか。

よろしければ、Web参加の委員はいかがでしょうか。佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

鳥類の意見等は特にありませんが、資料24ページにある「建設機械の稼働」のところで、変更前は稼働期間が4箇月程度と書いてありますけれども、これが変更になることによって、いつからいつまでの何箇月になるのか教えてください。同じ4箇月で済むのでしょうか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)
こちらにつきましては、概ね同じくらいの期間と考えております。

(佐藤委員)

具体的な時期もお教えてください。この審議会を受けて特に問題なかった場合にはなりますが、いわゆる季節的な時期をお教えてください。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

当然ながら今工事を中断しております、あくまで工事可能な判定をいただいた前提ではございますが、11月ぐらいから工事着手できれば、工程は何とか対応できると考えております。

(佐藤委員)

そうすると、4箇月程度といいますから、11月から2月頃までという理解でよろしいですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

はい、そのとおりです。

(佐藤委員)

承知しました。それで結構です。

(坂本会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

今の話ですが、工事期間が何箇月かということも重要ですが、「どの季節に工事するかということも大事だ」ということが話に出ました。佐藤委員については大丈夫だとの話でした。これからの審議でも意見が出る内容だとは思いますが。

それでは、変更2についての審議は一旦終わりにして、最後の変更3について、御説明をお願いします。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

それでは、3つ目の変更について説明させていただきます。

運搬用仮設備の一部変更、こちらはヘリコプター第2基地でございます。こちらの変更理由(26ページ)といたしまして、変更前の図になりますが、当初計画では、県道を占有させていただく計画で、管理者と事前協議させていただきましたが、申請手続きを始めようとした段階で、「『県道を占有することがやむを得ない』という条件を満足しないので占有不可である」という御判断が示されました。よって、ここは使用することができないということで、代替地を探していたところ、ちょうど弊社の事業外かつ送電線の傍で、土捨て場として造成されている場所があり、ここ的一部分を使用することが可能になりました。この場所は、造成する必要もなく、県道占有も不要で、環境影響も低減できるということで、位置変更をすることとしました。

まず、ヘリコプターの基地と運航ルート(27ページ)です。基地は2つありますが、第1基地の場所は変わらず、今回変わるのが第2基地です。当初は、対象事業実施区域の赤いラインの付近に設けることとしていましたが、変更後では送電線の傍まで北へ移動しております。元の

位置からですと、約300mの地点です。

飛行ルートとクマタカ行動圏との位置関係につきましては、非公開審議でお示しいたします。

今回の変更による増減比較（29ページ）です。ヘリコプターの運搬に関する時間や回数は、約300mの位置変更ですので、変更前後では変わりません。基地の造成につきましては、造成済みの土地を利用しますので、0㎡と不要になります。ただし、伐採だけは、航空安全上必要な範囲を切る必要がありますので、量としては減りますが伐採をいたします。場所に関しましてはすべて地権者の御了解を得て、また、法令手続きにつきましても済ませております。

次に、影響予測・評価（30ページ）に関するところです。まずは騒音関係ですが、「工事用の資機材等の搬入出」の要因のところになります。ヘリコプター第2基地ですと運航パターンCになりますが、こちらは、最寄りの人家の予測地点における予測値を増加しないような措置を行うことで環境影響の増加がないように対応いたします。

こちらは騒音値の増減比較（31ページ）です。第2基地から飛行はパターンCということで設定しておりますが、最寄り人家につきましては、補正評価書では47デシベルで、今回の基地移動に伴い1デシベル増加する予測をしております。こちらは変更届出で計算書を添付しておりますが、高高度飛行により、それを抑えることができるという見通しを得ております。また、クマタカに関しましては、それぞれ南又川と石合川の巣における騒音予測値がございますが、これにつきましては、「増減なし」もしくは南又川の場合は離れるので騒音値は下がるという予測をしています。基地造成についても、騒音値は下がる予測でございます。

次に水質関係（32ページ）です。今回の基地も南又川の支流付近に位置いたします。土捨て場の利用で土地の改変はしないので、濁水の影響が生じることはほとんどないと考えております。ただし、伐採はありますので、これにつきましては河川付近の伐採は高切りとして根まで残し、伐採した木は、流出しないように河川から離れた場所に集積します。加えて、河川の傍の作業については、河川への影響を十分留意して作業にあたりたいと思います。

次に植物の関係（33ページ）です。新しい第2基地、変更する先ですが、ここも2020年に植物調査は実施して、補正評価書でこれらを含めた形で予測・評価をしております。ただし、今回の使用にあたって、こちらについても改めて現地を確認しました。しかし、ただいま申し上げたとおり、土捨て場として造成されておりますので、これにより一部

消失したものがございます。これにつきましては、非公開の資料で詳細を示したいと思えます。

次に動物関係（35ページ）です。「工事資材等の搬入出」でハヤブサについて記載しておりますが、こちらも補正評価書でお約束したとおり、従前どおり繁殖期にヘリコプターの運航はしない計画です。

次に、「造成等の施工」（36ページ）について、こちらは希少両生類についてです。こちらも今回新基地を利用する関係で改めて調査をいたしました。希少両生類は確認されませんでした。しかし、今後の使用にあたっては、個体発見に留意するとともに、両生類の産卵時期の春は、河川域の伐採は避ける計画です。

こちら（37ページ）は、該当しないので割愛いたしまして、次に生態系でございます。クマタカの関係（38ページ）ですが、こちらも補正評価書でお約束しているとおおり、営巣期のヘリコプター運搬は制限する等の措置を継続して実施します。また、各ヘリコプター基地とも、クマタカの影響を低減するために、できる限り北回りの飛行をする計画です。また、（39ページ）造成も同様なのですが、クマタカの営巣期の伐採は避けるといったことを継続して対応していきます。

最後に、これまでの総括ですが、生態系につきましては、冒頭でも申し上げましたが、当然ながら改変範囲が減りますので、餌場環境が更にもそのまま残るということになります。その場所については、見づらくて恐縮ですが、図（40ページ）の白い丸と矢印で示しております。ここは常緑針葉樹林となっております。

最後の「まとめ」（41ページ）ですが、今回の変更3件に係る全体的数量の増減をここで整理してございます。鉄塔基数、発生土量、伐採・造成面積、及び今申し上げた常緑針葉樹林の生息環境面積、この辺が軒並み低減する変更です。また、動植物につきましても、保全措置等は補正評価書に定めた内容を従前どおり実施いたしまして、影響を低減することに努めて参りたいと思えます。

事業者として、以上説明を終わります。審議よろしくお願ひします。

（坂本会長）

ありがとうございます。

私から確認ですが、県道の占用が不可と言われた理由を再度説明ください。

（事業者 電源開発送変電ネットワーク(株) 鈴木グループリーダー）

県道を使う・占用するにあたって、その方法しかない場合、占用が可能だったのですが、「そうとはなかなか言い切れない」というような、御判断が示されたためです。

(坂本会長)

県道を含んだ全体を基地にしてしまうので、通行できなくなってしまうから許可にならなかったという話ですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク(株) 鈴木グループリーダー)
何と云えばいいですかね。

(坂本会長)

県道の横を伐採するという話ではないのでしょうか。県道の上に作るということですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク(株) 鈴木グループリーダー)

県道を使わないと基地が作れないかというところになります。つまり、県道を使う以外に他の方法がないとは言えない、という判断が下されました。

(坂本会長)

ありがとうございました。

それでは、変更点3のヘリコプター基地の変更、それから40ページと41ページのまとめについて、質疑応答をお願いします。まず会場の委員の方から何かございますか。動植物については、後でまとめて行います。

それでは、杉山委員をお願いします。

(杉山委員)

1点お聞きしますが、この既存の土捨場は「御社の事業外」と書いてありますが、御社とは全く関係ない土捨場ということよろしいでしょうか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク(株) 鈴木グループリーダー)
私どもの工事のための土捨場ではございません。

(杉山委員)

これは本来の目的である土捨場としての利用が既に終わっている場所ですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

この土捨場はそれなりの面積がありまして、実際にヘリコプター基地として使用する部分は、このエリアの北側範囲になります。一方、南側の範囲につきましては、まだ土捨場としての使用が継続されておりますが、これは私どもの関係のものでございませぬ。

(坂本会長)

どのくらいの面積をヘリコプター基地として使用するのでしょうか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

面積につきましては後ほどお示しできると思いますが、全体面積の半分ぐらいと考えていただければと思います。

(坂本会長)

どこの会社が、何に使用しているということは、この場では言えないのでしょうか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

どこで発生した土を処分されているかというところまでは私どもは把握しておりませぬ。

(坂本会長)

後で問題になるようなことはありませんか。何か起こった時に、元の土捨場の影響だったのに、ヘリコプター基地を均したことによる影響が考えられるということになると困ると思いますが大丈夫ですか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

この土捨場をさらに我々の方で造成することはありません。地盤を補強するために鉄板を敷く程度の設定は行いますが、これ以上の改変を行うことはございませぬ。

(坂本会長)

何かあったら元の地権者の責任だと理解してよろしいですね。

それでは、変更点3について、質疑をいただきましたけどよろしいでしょうか。

よろしければ、残りは希少動植物に関する審議になりますが、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。冒頭に申し上げましたとおり、希少動植物に関する審議は非公開で行います。報道関係者及び傍聴人の方は、一旦退出していただきますようお願いいたします。非公開の部分については、3時10分から審議を行って、それが終了したところで最後にまとめになります。退出していただいた方には、非公開に関する審議が終了したところで事務局からお声掛けをします。

それでは、休憩に入ります。

(坂本会長)

時間になりましたので、審議を再開したいと思います。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

それでは、最後のまとめに入ります。非公開の部分で審議したことを簡単に言いますと、送電線の鉄塔が減ることについては、特に意見がなかったと思います。それから、モノレールについて、動物が横切ることには問題がないのか不安があるとか、モノレールを作るために植物を移植することについても不安があるということ。それから3番目のヘリコプター基地の変更については、クマタカに影響がないことの監視をどのように行うのか不安だという意見がありました。

最後に、このような意見を踏まえて、今回の変更が規定にあります事業規模の縮小等に該当するか判断を行うことになります。手元の資料には、ケース1からケース3がありまして、一番厳しいものは事業規模の縮小等に該当しないので手続きを最初からやり直すというもの。一番厳しくないものは、事業規模の縮小等に該当するから何もしなくていいというもの。その中間が、事業規模の縮小等に該当するものの、少し不安があるので条件をつけますというものになっておりますが、全体をとおして御質問等ありますか。

それでは、審議会としての結論をどうするかですが、今私がまとめた意見の他にもあると思います。時間もありますので1人ずつ聞いていき

たいと思います。

石井委員お願いします。

(石井委員)

他の委員の方々が問題ないということであれば、それでよろしいと思います。

(坂本会長)

岩田委員お願いします。

(岩田委員)

私も事業規模の縮小等に該当すると思いますが、そうであるならば、最初から事業の最小化がまだされていなかったと見ることもできますので、当初の環境保全対策がどうだったのかなという感想を抱きました。

また、これは事業者に対する意見ではなくて、県のアセス制度の問題だと思いますが、他の案件と比べたときに、曖昧な計画のまま環境アセスを行ったケースにおいては、後に変更があったときに変更届の手続きが必ずしも行われているわけではないケースがあり、あるいはこのように詳細な事業計画が立てられた後にアセスが進んだ場合には変更届が求められるというようなことを感じますので、基準といいますか、その辺については「どのように制度を運用していく方がいいのか」というところは、今日お話を伺っていて感じたところです。

(坂本会長)

その辺は県に聞きますか。

(岩田委員)

「今回聞く話なのか」ということもありますので、そのあたりは整理していただいた方がいいと思います。

(坂本会長)

わかりました。

続いて北原委員お願いします。

(北原委員)

坂本会長がおっしゃったとおりだと思います。事業規模の縮小等に該

当するということで結構だと思いますが、委員の方からいくつか意見や提案も出たので、その辺について検討していただくということを条件にということでお願いしたいと思えます。

(坂本会長)

わかりました。

それでは、芹澤委員お願いします。

(芹澤委員)

事業規模の縮小等でいいと思えます。

(坂本会長)

特に条件等もありませんか。

(芹澤委員)

条件といえますか、両生類が国の種の保存法に引っかかっていることが気になりました。両生類を確認・採取した場所と放した場所が違うので大丈夫なのかなと思っています。環境省はこの種の保存法に対してすごく厳しくて、採取したら大変なことになってしまうと思っています。特に希少両生類Aについて気になりました。

(坂本会長)

それでは、その点も含めて湯本委員お願いします。

(湯本委員)

事業規模の縮小等でいいと思えます。希少両生類Aについては、環境省の規制に引っかかるという話を一番始めに申し上げたと思えます。私どもも調査するときには、環境省から許可を取るのが非常に大変なので、その辺は環境省によく御相談の上されてください。希少両生類Bはもう少し緩いかなとは思いますが、希少両生類Aは特に厳しいのでよろしくお願いします。

(坂本会長)

環境省に相談して何をするという話でしょうか。

(湯本委員)

相談するというのは、見つかった場合にどのような処置をするかをきちんと確認しておかないと、後でどういう処置をしたのか等について指導されることになってしまうといけないので、そういうことを確認しておく必要があると思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木氏)

希少両生類Aは種の保存法に、希少両生類Bは特定動植物に指定されておりますので、環境省の関東環境事務所に捕獲等の届け出をして、許可を得た上で調査に臨んでおります。

(坂本会長)

環境省は両生類がいたらどうするかは教えてくれたのでしょうか。

(事業者 電源開発送変電ネットワーク㈱ 鈴木グループリーダー)

私どもは、当然ながら調査計画書をお示ししており、発見した場合には工事エリアから約50m離れたところに移すということについて環境省に御了解をいただいております。

(坂本会長)

環境省にどの程度の専門家の方がいらっしゃるかわからないので、何か言うことあればお願いします。少なくとももしっかり記録を残しておくことは必要だと思います。発見したので、どういう取り方をして、どこへ離しました、というような記録をしっかりと残していただく必要があると思います。

それでは、佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

事業規模の縮小等でよろしいと思います。たくさん申し上げたので特に鳥類に関しては注意してやっていただきたいと思います。

(坂本会長)

御意見をまとめていただければと思います。事業規模の縮小等でよろしいと思いますが、条件として、ただし環境保全措置としてこういうこ

とが必要だということですが。

(佐藤委員)

クマタカについては特に注意をして、飛行ルート等、それから監視等をきちんと行っていただきたいということです。

(坂本会長)

わかりました。杉山委員お願いします。

(杉山委員)

事業規模の縮小等で問題ないと思います。条件としては、先ほどお約束いただいた飛散防止対策を検討いただいて実施していただければ問題ないと思っています。

(坂本会長)

飛散防止という言葉を残しておきます。箕浦委員お願いします。

(箕浦委員)

事業規模の縮小等で承認いたします。私の方から付け加える条件は特にございませぬ。

(坂本会長)

わかりました。事務局がこれをまとめて、「ただし、環境保全措置として何を行う必要がある」みたいな文章を作っただけだと思います。よろしくお願いします。

それでは、事業規模の縮小等に、条件をつけて該当するというので、皆さん異議ありませんか。

それでは、異議なしとさせていただきます。

以上をもちまして本日の議題はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。

それでは、司会の方をします。

(司会 齋藤総括課長補佐)

委員の皆様方には貴重な御意見を賜るとともに、議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。また坂本会長には、議事の円滑な推進、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事

をすべて終了いたします。

それでは、次第に戻りまして、「3. その他」について事務局からお願いいたします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課の樋川です。今後について、御説明をさせていただきます。今回につきましても、事務局で議事録を作成いたしますので、当議事録がメールで届きましたら、御自身の発言について御確認いただけますようお願いいたします。

また先日、現地調査を実施させていただいたりニア中央新幹線の中間報告書手続きですけれども、現在11月中に審議会を開催ということで事業者と調整を行っておりますので、日が決定しましたらまた通知をお送りさせていただきますのでよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

(司会 齋藤総括課長補佐)

その他、この場で委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議どうもありがとうございました。

(了)